

新富町スポーツ少年団等九州大会及び全国大会出場補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、スポーツ少年団等の団体や個人が九州大会及び全国大会に出場するに当たり、補助金を交付することについて、補助金等の交付に関する規則（昭和46年新富町規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 当該補助の対象者は、新富町在住で宮崎県の代表として九州大会及び全国大会に出場する者とし、次の各号のとおりとする。

- (1) 小学生、中学生、高校生で大会に登録のある選手のみとし、監督1名・コーチ1名を含む。
- (2) 60歳以上で大会に登録のある選手のみとし、監督1名・コーチ1名を含む。
- (3) 町長が特に必要と認めた個人又は団体

(対象事業と補助金の額)

第3条 対象事業は、文部科学省、都道府県、都道府県教育委員会、市町村及び市町村教育委員会が主催又は後援する九州大会及び全国大会とし、補助金の額は次の各号のとおりとする。ただし、当該補助金以外の町からの補助がある場合は対象としない。また、団体で出場する場合は、町内在住者分をその団体に交付する。

- (1) 九州大会出場は1人につき10,000円、全国大会は1人につき20,000円とし、全国大会が宮崎から空路乗換えが生じる様な遠隔地で開催される場合には30,000円を上限に行程等を考慮し決定する。
- (2) 全国大会が九州で開催される場合は、九州大会に準ずる。
- (3) 九州大会が沖縄県で開催される場合は、全国大会に準ずる。
- (4) 全国大会及び九州大会が県内で開催される場合には、この基準は適用しない。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金等交付申請書（規則様式第1号）に次に掲げる書類を添え、町長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他町長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第5条 町長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類等を審査し、補助金を交付することが適当と認めたときは、補助金交付決定通知書（規則様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

（申請内容の変更等）

第6条 前条の決定を受けた者が、補助金交付申請内容を変更しようとするとき又は補助金の額に変更が生じるときは、直ちに補助金変更交付申請書（規則様式第3号）を、町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項に規定する補助金変更交付申請書の提出があったときは、その内容を審査した上で、適当と認めるときは、補助金変更交付決定（規則様式第4号）を申請者に通知するものとする。

（補助金の交付請求）

第7条 第5条又は前条第2項の決定を受けた者が、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付請求書（様式第1号。以下「請求書」という。）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定により、請求書の提出があった場合は、概算払により支払うことができる。

3 前項の規定により概算払を受けた者は、事業完了後速やかに実績報告を行い、精算を行わなければならない。

（実績報告）

第8条 第5条又は第6条第2項の決定を受けた者は、事業が完了した日から30日以内又は交付決定を受けた日の属する年度の3月31日までのいずれか早い日までに、補助金実績報告書（規則様式第5号）に次に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

（1）事業報告書

（2）収支決算書

（3）その他町長が必要と認めるもの

（補助金の額の確定）

第9条 町長は、前条により提出された実績報告書を審査し、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容に適合すると認めたときは、補助金の額を確定し、補助金交付額確定通知書（様式第2号）により、補助対象者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第10条 規則第8条の規定により補助金の返還を命ずるときは、補助金返還通知書（様式第3号）により通知するものとする。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

様式第1号（第7条関係）

新富町スポーツ少年団等九州大会及び全国大会出場補助金交付請求書

金 額	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円

但し、 年度新富町スポーツ少年団等九州大会及び全国大会出場補助金として

内訳

決 定 額	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
前 回 ま で の 領 収 済 額									
今 回 請 求 額									
残 額									

上記のとおり請求します。

年 月 日

新富町長 殿

住 所
氏 名

振 込 口 座	金 融 機 関	
	支 店 名 等	
	口 座 種 類	普通 当座
	口 座 番 号	
	フ リ ガ ナ	
	口 座 名 義 人	
電話（連絡先）		

様式第 2 号（第 9 条関係）

第 号

年 月 日

殿

新富町長

印

補助金交付額確定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった 年度新富町スポーツ少年団等九州大会
及び全国大会出場補助金交付申請については、新富町スポーツ少年団等九州大会及び全国
大会出場補助金交付要綱第 9 条の規定により次のとおり金 円に確定した
ので通知する。

年 月 日

様

新富町長 印

補助金返還通知書

年 月 日付け 第 号で交付額が確定した 年度新富町スポーツ少年団等九州大会及び全国大会出場補助金については、新富町スポーツ少年団等九州大会及び全国大会出場補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり返還を命じます。

記

返 還 理 由	
返 還 金 額	円
返 還 期 限	年 月 日までとする。
返 還 方 法	
既 交 付 金 額	